

別添資料 1

大分県スポーツ推進条例

大分県スポーツ推進条例

平成30年3月14日大分県条例第2条

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 施策（第7条—第20条）

附則

（前文）

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものである。

また、スポーツは、子どもの健全育成や、障がい者の社会参加の促進、地域社会の再生、社会・経済の活力の創造など、多面にわたる役割を担っている。

このため、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、県民一人ひとりがスポーツの意義を理解し、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむとともに、スポーツ選手が競技においてその力を十分に發揮し活躍することが求められており、そのためには、スポーツの意義や価値を広く共有し、県民の参画のもとに、スポーツ環境を整備していくことが必要である。

本県においては、ラグビーワールドカップ2019の開催及び大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点施設の供用開始を控えており、併せて2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、スポーツの推進に向けた機運が高まりを見せている。

これを契機として、より多くの県民がスポーツに親しむための環境づくりや、競技力の向上を推進するとともに、その成果をレガシー（遺産）として更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければならない。

ここに、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、スポーツ関係団体（主としてスポーツの推進に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）及びスポーツ関係者（スポーツの推進に関する活動を行う者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- 一 スポーツ 個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民参加の促進 県民のスポーツに対する理解と関心を高めるとともに、全ての県民が、生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことのできる機会の確保を図ることによって、スポーツ活動への自主的な参加を促進すること。
- 二 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸 スポーツを通じて、県民の心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護の予防などの健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与すること。
- 三 子どもの健全育成 スポーツを通じて、子どもの心身の健全な発達、規範意識の醸成及び豊かな人間性の涵養を図り、健全な育成に資すること。
- 四 障がい者への配慮及び支援 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができるよう、障がいの種類及び程度に応じて必要な配慮及び支援を行うこと。
- 五 競技力の向上 スポーツ選手及びスポーツチームが優秀な成績を収めることができるよう、競技力の向上を図ること。
- 六 地域の活性化 スポーツを通じて、地域間交流、世代間交流及び国際交流を促進し、地域の活性化を図ること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、実施するに当たっては、県民、市町村、事業者、スポーツ関係団体、スポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との連携に努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第5条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深めるよう努めるとともに、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割)

第6条 スポーツ関係団体及びスポーツ関係者は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるとともに、県、市町村、事業者、他のスポーツ関係団体、他のスポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との協働に努めるものとする。

第2章 施策

(推進計画)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画の進捗状況について、毎年度、大分県スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第8条 県は、全ての県民が、生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、県民がスポーツ活動に参加する機会の提供及び環境の整備、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康づくりの推進及び健康寿命の延伸)

第9条 県は、県民のスポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病的予防、介護の予防などの健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どものスポーツ活動の推進)

第10条 県は、子どもの心身の健全な発達、規範意識の醸成及び豊かな人間性の涵養を図り、健全な育成に資するため、子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第11条 県は、学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、教員の資質の向上、スポーツ環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第12条 県は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(競技力の向上)

第13条 県は、競技力の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第14条 県は、スポーツを通じて、地域間交流、世代間交流及び国際交流を促進し、地域の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの活用、豊かな自然環境の活用など地域の特性に応じた取組への支援、スポーツツーリズムの推進、スポーツの競技会その他の催しの開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの観戦及び支援の促進)

第15条 県は、県民によるスポーツの観戦及びスポーツへの支援を促進し、スポーツへの関心の拡大及びスポーツに親しむ機運の醸成を図るため、スポーツの観戦機会の提供及び広報、スポーツボランティア活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保、育成及び活用)

第16条 県は、競技力の向上及びスポーツ活動の充実に寄与するため、スポーツ指導者その他のスポーツ活動に携わる人材の確保、育成及び活用に関し必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究及び情報提供)

第17条 県は、スポーツ活動の充実に寄与するため、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対してスポーツに関する情報提供を行うものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第18条 県は、基本理念の実現を図るため、スポーツ施設の整備及び管理を行うとともに、利用促進のため必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第19条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大分県スポーツ推進計画は、第7条第1項の規定により定められた推進計画とみなす。